

『介護サービス情報の公表』について

[岩手県指定情報公表センター]

令和 2 年 8 月

1 『介護サービス情報の公表』制度とは

介護保険法に基づき平成 18 年 4 月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して、適切に選ぶために必要な情報を都道府県が提供する仕組みです。

各事業所等の情報を、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、インターネットで、いつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

2 法的根拠等

介護サービス情報の報告及び公表については、介護保険法で次のとおり定められています。

※介護保険法条文の抜粋

(介護サービス情報の報告及び公表)

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、介護サービスの提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

介護保険法では、上記のほか、事業所に対し報告のあった情報について調査を行うことができること(同条第 3 項)、また、介護サービス事業者が報告をしない、或いは調査を受けない、又は虚偽の報告を行った等の場合は、報告をすることや調査を受けること、或いは是正すること等を都道府県知事が命じることができ(同条第 4 項)、その命令に従わない場合は、指定或いは許可の取り消し、若しくは期間を定めたくて指定・許可の全部又は一部の効力を停止することができる(同条第 6 項)旨が定められています。(「介護保険法第百十五条の三十五」の全文は 4 ページをご覧ください。)

3 『介護サービス情報の公表』の仕組み

介護サービス情報の公表は、提供している介護サービス情報を年 1 回報告・公表するもので、岩手県が年度ごとに定める「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」(以下、「公表等計画」。)に基づいて行います。

(1) 対象となる事業所

新たに指定を受けて介護サービスの提供を開始しようとする事業所(以下、「新規事業所」、休止から再開した事業所(以下、「再開事業所」。)を含みます)及び公表等計画の基準日前 1 年間の介護報酬(利用者負担分を含む)が 100 万円を超える事業所。

ただし、対象とならない場合であっても、事業所が希望する場合は報告・公表することができます。

(2) 公表(報告)される「介護サービス情報」の内容**◆基本情報*入力必須**

名称、所在地、連絡先、職員体制(サービス従業者の数)、施設・設備の状況や利用料金など、事業所の基本的な事実情報。なお、新規事業所は基本情報のみを公表します。

◆運営情報*入力必須

利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する取組の状況を利用者が把握するための情報。

◆事業所の特色*任意入力

事業所のアピールポイントや定員に対する空き数などを登録する画面。画像、動画の登録も可能。
 ※2020年3月のシステム改修により、介護職員等特定処遇改善加算に係る『賃金改善以外で取り組んでいる処遇改善の内容』について記入等する項目が追加されました。

(3) 調査の実施

本県では、岩手県が定めた「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」において、次の事業所が調査を受けることとされています。

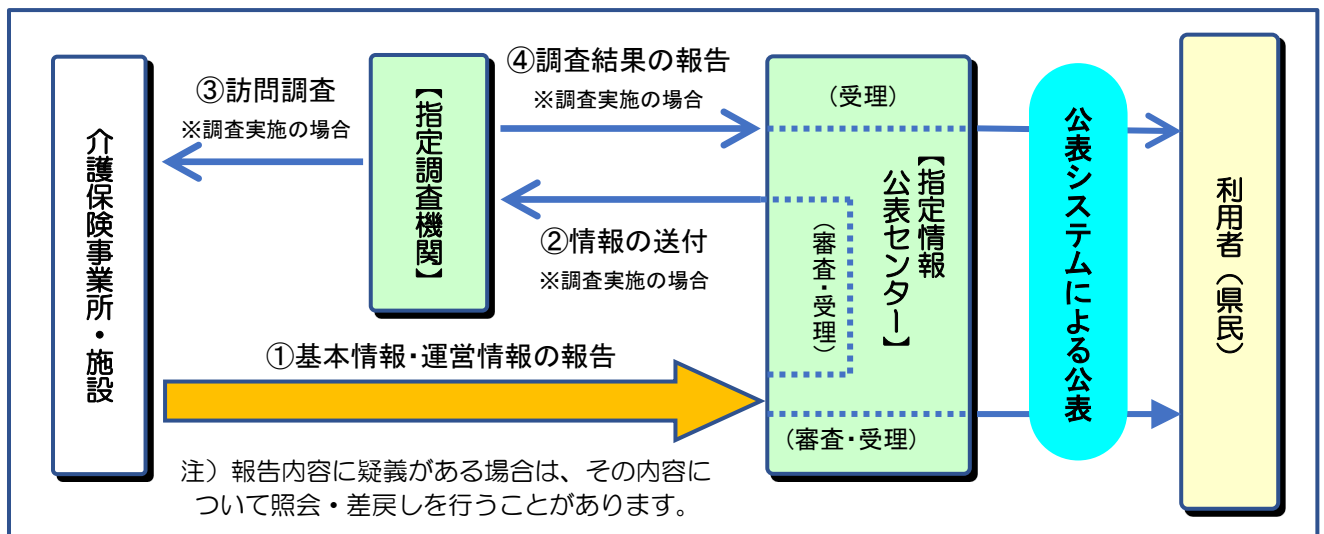
- ①6年に一度の頻度で公表等計画に定める事業所及び新規事業所
- ②自ら調査を希望する事業所

③報告内容に疑義が疑われる事業所又は公表内容について利用者等からの通報があった事業所

なお、上記①に該当する事業所のうち、外部評価が義務付けられその評価方法が確立されている地域密着型サービス事業所（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護）については、調査の対象とはなりません。

4 公表の流れ

- ・当該年度の公表等計画を岩手県が策定し、該当する介護サービス事業者に通知します。
- ・介護サービス事業者が、公表等計画に定められた報告月に「介護サービス情報」を報告します。
- ・報告された「介護サービス情報」のうち、当該年度の公表等計画に選定された事業所については、指定調査機関による事実確認（運営情報）のための訪問調査を実施します。
- ・調査がない事業所は報告された内容を、調査がある事業所は調査後に「介護サービス情報」を指定情報公表センターが公表します。



5 手数料の納付

本県が行う介護サービス情報の公表では、報告受理・公表等の事務を行うための“公表手数料”と、調査事務を行うための“調査手数料”を事業者が岩手県に対し納付する必要があります。

これらの手数料は、岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）別表第4（保健福祉事務関係手数料）26の13及び27に規定されており、岩手県からの委託を受け、公表手数料は指定情報公表センターが、調査手数料は指定調査機関がそれぞれ手数料の収納・納付事務を行います。

	金額	振込先
公表手数料	7,200円	指定情報公表センター（（公財）いきいき岩手支援財団）
調査手数料	26,000円	指定調査機関（(特非)いわての保健福祉支援研究会）

6 公表システムのアクセス数（参考）

年	岩手県 TOP アクセス数	全国 TOP アクセス数
平成 29 年	54,835 件（4,570 件／月）	2,251,722 件（187,644 件／月）
平成 30 年	70,345 件（5,862 件／月）	1,969,145 件（164,095 件／月）
令和 元年	49,328 件（4,111 件／月）	1,933,321 件（161,110 件／月）

※「岩手県 TOP アクセス数」は、公表システムの岩手県トップページのアクセス数、「全国 TOP アクセス数」は、全国トップページのアクセス数（それぞれ 1 月～12 月のアクセス数）。

※（ ）内は 1 ヶ月あたりの平均アクセス数。

7 留意点等

(1) 介護サービス情報の報告や調査実施、各手数料の納付については、公表等計画に定められた時期に応じて、各機関から通知等でご案内しますので、その案内に基づき手続きを行ってください。

(2) 上記 1 に記載のとおり、「介護サービス情報の公表」の報告や手数料の納付は、対象となる事業所は毎年行うことが義務付けられているものであり、一部の事情等を除き、事業所自らの判断により報告をしない、或いは手数料の納付をしない又はそのどちらも行わないことは認められません。

万が一報告を怠ってしまうと、報告等をしていない年度分を含め、複数年度分の報告をしなければならぬことや、エクセルファイルの調査票に入力し提出する必要がある等、より時間と手間がかかることとなりますので、適時報告してください。

なお、報告及び手数料納付を行わないことが認められる事情等については次のとおりですが、その場合であっても、必ず連絡や届け出が必要となりますのでご注意ください。

- 自然災害に被災した場合等で、報告や手数料の納付が困難であると認められる場合
- 計画年度内に介護サービス事業を休止又は廃止する場合
- その他、報告や手数料の納付の免除等が必要であることを岩手県知事が認めた場合

(3) 「介護サービス情報公表システム」は、厚生労働省が一元管理しているもので、随時メンテナンスやシステムの改修が行われており、そのような場合、一時的に公表システム上での入力に不具合が起きる場合があります。

こうしたメンテナンスやシステム改修が行われる場合、その日時等について報告システムや指定情報公表センターのホームページでお知らせを掲載していますので、ご確認をお願いします。

8 お問い合わせ先

○「介護サービスの公表」制度・施策について

【岩手県（実施主体）】

担当部署	岩手県保健福祉部長寿社会課
連絡先	電話:019-629-5441 FAX:019-629-5444 E-mail:AD0005@pref.iwate.jp

○介護サービス情報の報告、情報公表について

【指定情報公表センター】

担当部署	公益財団法人いきいき岩手支援財団 公表・研修課
連絡先	電話:019-613-8123 FAX:019-625-7494 E-mail:iwate-kohyo@adagio.ocn.ne.jp

○介護サービス情報の調査について

[岩手県指定情報公表センター]

【指定調査機関】

担当部署	特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会
連絡先	電話:019-604-8862 FAX:019-604-8863 E-mail:iwate@hfk.or.jp

【参考】 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜粋

最終改正：平成 29 年 6 月 2 日公布（平成 29 年法律第 52 号）改正

第十節 介護サービス情報の公表

（介護サービス情報の報告及び公表）

第百十五条の三十五 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。
- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
- 5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。
- 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- 7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

●情報を見てください!!●

岩手県 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>

「介護事業所検索」ボタンをクリックすると、介護事業所検索トップ画面が開きます。

スマートフォンアプリ「介護事業所ナビ」（簡易版）

Android 及び iOS に対応

※アプリケーション検索にて「介護事業所ナビ」と入力してください。



【岩手県指定情報公表センター】

運営：公益財団法人いきいき岩手支援財団 公表・研修課

TEL：019-613-8123（直通） FAX：019-625-7494

e-mail アドレス： iwate-kohyo@adagio.ocn.ne.jp

公表センターホームページアドレス

<http://www.silverz.or.jp/jigyou/kouhyou/top.html>

「介護サービス情報の公表」制度への対応について

介護サービスを提供する事業所・施設（以下「事業所等」といいます。）は、提供するサービスの内容や事業所等の運営状況等を、県に報告することが義務付けられています。

また、岩手県では、新たに介護サービスの提供を開始する事業所等に対して、報告内容の確認のため、調査の受審を義務付けております。

具体的な手続きについては、指定情報公表センター・指定調査機関から案内しますので、貴事業所等におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、報告や調査の受審への対応をお願いします。

1 「介護サービス情報の公表」制度とは？

介護保険法に基づき平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所等を比較・検討して、適切に選ぶために必要な情報を都道府県が提供する仕組みです。

各事業所等の情報を、厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」上で公表することにより、インターネットで、いつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

2 公表までの流れ

岩手県では、毎年度、報告、調査及び公表の時期や対象となる事業所等について、「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」を策定し、お知らせしますので、その計画に基づき、報告や調査の受審への対応をしていただきます。

(1) 報告

事業所等は、提供するサービスの内容や事業所の運営状況等を「介護サービス情報公表システム」に入力し、報告します。

報告は、県が指定する「指定情報公表センター」が受け付けます。
 ≪指定情報公表センター：公益財団法人いきいき岩手支援財団≫

(2) 調査

報告内容の確認のため、事業所等は調査を受けます。調査を受けるのは、事業所を開設した時と、その後、概ね6年に1回です。調査は、県が指定する「指定調査機関」が行います。

≪指定調査機関：特定非営利活動法人いわての保健福祉支援研究会≫

(3) 公表

調査結果を踏まえて、指定情報公表センターが報告内容を確認し、公表します。



3 報告（公表）・調査の受審が義務付けられている事業所等

区 分	報告（公表）	調査の受審
新たに介護サービスの提供を開始する事業所等	○	○
前年の介護報酬総額が100万円を超えた事業所等	○	○(概ね6年に1回)
前年の介護報酬総額が100万円以下の事業所等	不要	不要

4 手数料

- 報告（公表）に伴う手数料（公表手数料） 7,200円（支払先：指定情報公表センター）
- 調査受審に伴う手数料（調査手数料） 26,000円（支払先：指定調査機関）

◆「介護サービス情報の公表」制度について、詳しくはこちらをご覧ください◆

- 介護サービス情報公表システム

<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/03/index.php>



- 岩手県保健福祉部長寿社会課ホームページ「介護サービス情報の公表について」

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/kaigo/jigyousho/1003732.html>

このチラシに関するお問合せ先はこちらです。

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当 TEL：019-629-5441（直通）

